



こんにちは **たらお治子**です

はるこ

日本共産党

稲城市議会議員

No.63
2006年12月

平尾3-7-5 50-105
電話 331-7481
E-mail inagijcp@kiwi.ne.jp
ホームページ <http://inagijcp.m78.com/>

75歳以上の新・医療保険制度 「広域連合」に住民の声を

6月の国会で自民党・公明党が成立させた医療改悪法により、75歳以上の高齢者を対象にした新たな医療保険制度「後期高齢者医療制度」(右下の囲み記事参照)が始まります(2008年4月から)。

この制度は、新たにつくられる「広域連合」が運営します。これには全区市町村が都道府県単位で加入することになっており、脱退は認められません。「広域連合」には以下のような多くの問題のあることが指摘されています。

全区市町村や住民の意見が議会に反映されないおそれ

「広域連合」は独自の議会を設置し、保険料や減免規定などはそこで定められます。議員は都内の区市町村議会の議員から選出されます。ところが、東京には62の区市町村議会があるにもかかわらず、「広域連合」議会は区議17名、市議12名、町村議2名の、合計31名で構成することが提案されています。

また、住民が直接参加をする機会がないため、住民の声が届きにくくなり、保険料や減免規定が、高齢者の実態からかけ離れたところで決められる懸念があります。
(裏に続く)

後期高齢者医療制度 七十五歳以上の高齢者(後期高齢者)が、現在加入している国民健康保険や組合健保などを脱退させられ、独立した保険に加入させられます。すべての後期高齢者が保険料を徴収されます。保険料は高齢者数の増大に応じて自動的に値上げされます。また、診療報酬が他世代と「別立て」となります。「後期高齢者の自身の特性にふさわしい診療報酬体系」など一見もつもらしい言葉で診療報酬が引き下げられると、「手抜き医療」になる危険があります。



平和と子どもが原点
子育て真っ最中のお母さん政治家

田村智子

たむら ともこ

日本共産党
参議院東京選挙区

<http://www.tamura-jcp.info/>

住民は制度をほとんど知らされていない

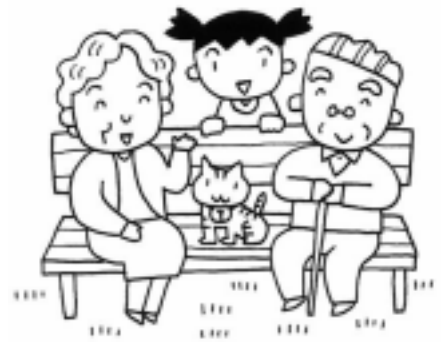
12月の定例稲城市議会には「東京都後期高齢者医療広域連合規約」が市長から議案として提出され、福祉文教委員会(12月14日)で、日本共産党以外の賛成多数で採択されてしまいました。

いっぽう、全日本年金者組合多摩稲城支部などからは、後期高齢者医療制度に関する次のような陳情が出されました。

「広域連合」の規約案の内容を、市民によく知らせ、吟味すること。
住民の意思が反映される仕組みをつくること。
「広域連合」議会の内容をじゅうぶんに報告すること。
議員定数を公平に配分すること。
高齢者の所得実態に応じた保険料の認定を行なうこと。
手抜き医療とならない配慮をすること(診療報酬が次世代と「別立て」とされるため)

残念ながらこの陳情は、「市長提出議案と同趣旨の陳情は、配布のみ(審議しない)」という稲城市議会の「申し合わせ」のため、審議されませんでした。

後期高齢者医療制度について、住民にはまだまだ説明が不足しています。今回は審議されなかったとはいえ、陳情で指摘された問題点を、稲城市議会が積極的に取り上げ、住民の声を「広域連合」に反映させる役割を果たすことが求められます。



教育基本法の改悪に断固抗議します！

参議院本会議で12月15日、自民党・公明党が教育基本法の改悪を強行しました。「国を愛する心」を子どもたちに強制し、国家権力による教育内容への無制限の介入に道を開き、教育の自由と自主性を侵害することになるなど、日本の教育を大転換させる重大な内容です。

それにしても、与党の人たちに「国を愛する心」を口にする資格があるのでしょうか。公共事業で国土を破壊し、農業を切り捨てて食料自給率を低下させ、国民の税金で私腹を肥やしたりアメリカ軍のために使ったりするような人たちの言う「国を愛する心」とは、どのような「心」なのでしょうか。

日本共産党は改悪された教育基本法の具体化に反対し、教育現場への押し付けを許さないたたかいの先頭に立って、市民のみなさんとこれからも力を合わせます。



住民税増税や介護保険料、国民健康保険税の負担増で 高齢者からの悲鳴と怒りの声がわき起こりました

今年、市役所から通知された住民税や介護保険料の金額を見てビックリした人が多かったと思います。市役所には問い合わせが相次ぎ、日本共産党稲城市議団が実施したアンケートには多くの市民のみなさんから声が寄せられました。

なぜ大増税に？ 高齢者の非課税措置が廃止に

なぜこんなに税金が高くなってしまったのでしょうか。これは、政府・与党が進めた税制「改革」のためです。具体的に見てみると...

1. 65歳以上の人の公的年金等控除が、収入330万円以下の方は120万円までしか控除されなくなった(これまでは140万円)。
2. 老年者控除(50万円)が廃止されたため、収入は変わらないのに課税所得が増えた。
3. 高齢者は所得120万円までは住民税非課税だったが、この制度が廃止された。
4. 所得税と住民税の定率減税が半減された。



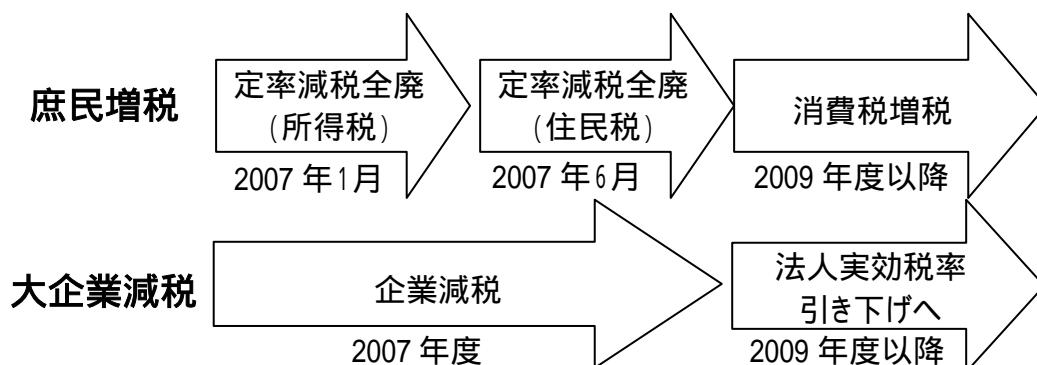
2007年度にもさらに増税が...

増税はこれで終わりません。2007年度にはさらなる増税が待っています。

1. 高齢者の非課税措置廃止の進行(3分の2増税)。
2. 定率減税の全廃。
3. 住民税率が低所得の方は5%から10%になる。

さらに、政府税制調査会は消費税率の引き上げを答申(12月1日)しており、これが実施されるとさらなる増税となります(下図)。そのいっぽうでこの答申は、法人税の実効税率(国税と地方税の合計)の引き下げや減価償却制度の見直しなど、空前の利益をあげている大企業へのさらなる減税を主張しています。

2007年度税制「改正」(政府税制調査会答申)



負担軽減の方法はあります 今の制度を大いに活用しましょう

増税が行なわれたもとでも、さまざまな負担軽減の方法があります。 それらを紹介します。

障害がい者や寡婦・寡夫の場合

納税者本人が障がい者の場合は、障がい者控除が受けられます。 また住民税は、所得125万円の非課税限度額が適用されます。「障がい者」とは、障がい者手帳の交付を受けている人です。

障害者手帳を持ってなくても、障がい者控除が受けられることがあります。 65歳以上で、常時寝たきりで介護を要する場合や、障がい者に準ずるものとして区市町村長等の認定を受けている場合は、「障がい者控除対象者認定証明書」を交付してもらえます。 要介護の認定を受けている人は、障がい者としての認定も可能となる場合がありますので、市に認定を求めることが重要です。

寡婦や寡夫に該当する場合も、寡婦(夫)控除が受けられたり、住民税非課税限度額の対象になったりします。

医療費控除などの活用

年間の医療費が所得の5%か、10万円か、どちらか少ない方を超えた場合には、超えた分を控除できます。 たとえば年金が200万円(年額)なら、公的年金等控除を差し引いた所得は80万円で、その5%は4万円ですから、4万円を超えた分の医療費相当額を控除することができます。 医療費がひと月1万円なら、税金(所得税と住民税)が1万円以上安くなる可能性があります。 まだ確定申告をしていなければ過去5年分について申告可能ですが、すでに確定申告をしている場合の医療費控除の追加は1年以内に行なわなければならないので注意してください。



市は相談体制の充実を

日本共産党稲城市議団は高齢者の負担増大に対し、稲城市として相談体制を強化し負担軽減制度など広く住民に知らせるよう要求しています。 現在市内で、「障害者控除対象者認定証明書」交付されている人はほとんどいません。 市はこのような制度を広く住民に知らせることが必要です。



都知事を変えて
憲法と思いやりの心を大切にする都政へ

吉田万三

よしだ まんぞう

東京都知事予定候補
(元足立区長・歯科医師)

ホームページ <http://www.manzo-y.jp/>

政治革新の道しるべ
真実つたえ希望はこぶ

